平成 25 年５月 24 日

各　　位

会 社 名　東邦化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　中崎　龍雄
（コード番号　4409　東証第二部）
問合せ先　総　務　部　長　天海　　孝
（TEL　03－5550－3737　）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 27 日開催予定の第 76 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第１項の規定により、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものです。

なお、定款第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 25 年６月 27 日（木）
定款変更の効力発生日　　平成 25 年６月 27 日（木）

以　上

【別　紙】

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1条～第28条 （条文省略） （新　設）	第1条～第28条 （現行どおり） （社外取締役の責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。
第29条～第37条 （条文省略） （新　設）	第30条～第38条 （現行どおり） （社外監査役の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。
第38条～第43条 （条文省略）	第40条～第45条 （条文省略）